

める。

第七百七十四条の三十一第二項中「社会福祉事業法第六条第二項」を「社会福祉法第七条第二項」に改める。

第七百七十四条の四十九の四第一項中「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者居宅生活支援事業等」に改め、同条第二項中「第二十六条」の下に「及び第二十六条の二」を加え、「第四十条第一項」を「第四十条」に、「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者居宅生活支援事業等」に改める。

第七百七十四条の四十九の七第一項中「社会福祉事業法第七章」を「社会福祉法第七章及び第八章」に、「同章」を「これらの章」に改め、同項第一号中「社会福祉事業法第二条第三項第三号の三に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業及び」を「社会福祉法第二条第三項第七号に規定する」に、「第十四条」を「第六十九条」に改め、同項第二号中「社会福祉事業法第六十五条」を「社会福祉法第七十条」に改め、同項第三号中「社会福祉事業法第六十七条」を「社会福祉法第七十二条」に改め、同項第四号中「社会福祉事業法第六十九条第一項」を「社会福祉法第七十三条第一項」に改め、同条第二項中「社会福祉事業法第五十七条第一項及び第六十二条第一項」を「社会福祉法第六十二条第一項及び第六十七条第

一項」に、「第六十四条第一項」を「第六十九条第一項」に、「第六十五条」を「第七十条」に、「第二十条第三項第三号の三に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業及び」を「第二条第三項第七号に規定する」に、「第六十九条第一項」を「第七十三条第一項」に改め、同条第三項中「社会福祉事業法第六十五条」を「社会福祉法第七十条」に、「第六十七条」を「第七十二条」に改める。

第七百七十四条の四十九の八第一項中「知的障害者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業等」に改め、同条第二項中「第十五条の三第二項」を「第十五条の三第三項」に、「知的障害者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業等」に改める。

第七百七十四条の四十九の九第二項中「社会福祉事業法第十一条第一項」を「社会福祉法第十二条第一項」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

(統計法施行令の一部改正)

第九条 統計法施行令(昭和二十四年政令第三百三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項第三欄第六号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第十三条第四項又は第五項」を「第十四条第三項又は第四項」に改め、同項第四欄第十三号中「社会福祉事業法第十三条第四項又

は第五項一を「社会福祉法第十四条第三項又は第四項」に改める。

(相続税法施行令等の一部改正)

第十条 次に掲げる政令の規定中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

- 一 相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)第二条
- 二 学校給食法施行令(昭和二十九年政令第二百十二号)第六条の三第二項
- 三 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第五十八条第三項第四号
- 四 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令(昭和三十一年政令第八十七号)第一条第二項
- 五 住宅金融公庫法施行令(昭和三十二年政令第七十号)第二条第一項第二号
- 六 首都圏整備法施行令(昭和三十二年政令第三百三十三号)第十三条第五号
- 七 学校保健法施行令(昭和三十三年政令第七十四号)第八条第二項
- 八 組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)別表一社会福祉法人の項
- 九 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第十条第一項第七号

十 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）第二条第三号ワ

十一 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）第九条第三号

十二 国有農地等の売払に関する特別措置法施行令（昭和四十六年政令第百五十七号）第二条第一項第三号

十三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）第九条

十四 日本体育・学校健康センター法施行令（昭和六十年政令第三百三十一号）第二十一条第二項

十五 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）第一条

（地方税法施行令の一部改正）

第十一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第七条の十五の六第一号中「社会福祉事業法第七十二条第二項」を「社会福祉法第百十一条第二項」に改め、「第七十一条」を「第百十条」に改め、同条第二号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第三十六条の十一第二項第一号中「第二十一条の五」の下に「に規定する知的障害者デイサービスセン

タシ、同法第二十一条の六」を加え、「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に、「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に改め、同項第二号中「第二十一条の八」を「第二十一条の九」に改める。

第三十六条の十三第二項第一号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「同項第五号に掲げる事業、同項第六号」を「同項第六号に掲げる事業、同項第七号」に、「同項第二号の二」を「同項第三号」に、「同項第四号」を「同項第八号」に、「同項第六号に掲げる事業並びに同項第七号」を「同項第十号に掲げる事業並びに同項第十三号」に改め、同項第二号中「社会福祉事業法第二条第三項第五号」を「社会福祉法第二条第三項第九号」に改め、同項第三号中「社会福祉事業法第二条第三項第五号の二」を「社会福祉法第二条第三項第十号」に改め、同項第四号中「社会福祉事業法第二条第三項第二号の三」を「社会福祉法第二条第三項第四号」に改め、同項第五号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、「児童短期入所事業」の下に「、障害児相談支援事業」を加え、「同項第三号」を「同項第五号」に改め、「身体障害者短期入所事業」の下に「、身体障害者相談支援事業、手話通訳事業」を加え、「同項第三号の二」を「同項第六号」に改め、「知的障害者居宅介護等事業」の下に「、知的障害者デイサービス事業」を、「知的障害者地域生活援助事業」の下に「、知的障害者相談支援事業」を加え、「並びに同項第三号

の三」を「同項第七号」に改め、「精神障害者地域生活援助事業」の下に「並びに同項第十二号に掲げる事業」を加える。

第四十九条の十五第二項第一号中「第二十一条の五」の下に「に規定する知的障害者デイサービスセンター、同法第二十一条の六」を加え、「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に、「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に改め、同項第二号中「第二十一条の八」を「第二十一条の九」に改める。

第四十九条の十七第一項第四号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二項第一号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「同項第五号に掲げる事業、同項第六号」を「同項第六号に掲げる事業、同項第七号」に、「同項第二号の二」を「同項第三号」に、「同項第四号」を「同項第八号」に、「同項第六号に掲げる事業並びに同項第七号」を「同項第十一号に掲げる事業並びに同項第十三号」に改め、同項第二号中「社会福祉事業法第二条第三項第五号」を「社会福祉法第二条第三項第九号」に改め、同項第三号中「社会福祉事業法第二条第三項第五号の二」を「社会福祉法第二条第三項第十号」に改め、同項第四号中「社会福祉事業法第二条第三項第二号の三」を「社会福祉法第二条第三項第四号」に改め、同項第五号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「社会福祉事業法」を「社会福祉法」

に、「同項第三号」を「同項第五号」に、「同項第三号の二」を「同項第六号」に改め、「知的障害者居宅介護等事業」の下に「知的障害者デイサービス事業」を加え、同項第六号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、「第二条第三項第二号に掲げる」の下に「障害児相談支援事業」を加え、「同項第三号に掲げる」を「同項第五号に掲げる身体障害者相談支援事業及び」に、「同項第三号の二に掲げる」を「同項第六号に掲げる知的障害者相談支援事業及び」に、「同項第三号の三」を「同項第七号」に改め、「固定資産で自治省令で定めるもの」の下に「並びに同項第五号に掲げる手話通訳事業及び同項第十二号に掲げる事業の用に供する固定資産」を加える。

第五十六条の二十六の六中「第二十一条の五」の下に「に規定する知的障害者サービスセンター、同法第二十一条の六」を加え、「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に、「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に、「第二十一条の八」を「第二十一条の九」に改める。

第五十六条の二十六の八中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「同項第五号に掲げる事業、同項第六号」を「同項第六号に掲げる事業、同項第七号」に改め、「児童短期入所事業」の下に「障害児相談支援事業」を加え、「同項第二号の二」を「同項第三号」に、「同項第二号の三」を「同項第四号」に

、「同項第三号」を「同項第五号」に改め、「身体障害者短期入所事業」の下に「身体障害者相談支援事業、手話通訳事業」を加え、「同項第三号の二」を「同項第六号」に改め、「知的障害者居宅介護等事業」の下に「知的障害者デイサービス事業」を、「知的障害者地域生活援助事業」の下に「知的障害者相談支援事業」を加え、「同項第三号の三」を「同項第七号」に、「同項第四号に掲げる事業、同項第五号」を「同項第八号に掲げる事業、同項第九号」に、「同項第五号の二」を「同項第十号」に、「同項第六号に掲げる事業並びに同項第七号」を「同項第十一号に掲げる事業、同項第十二号に掲げる事業並びに同項第十三号」に改める。

(結核予防法施行令の一部改正)

第十二条 結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第二号の二から第五号まで」を「第三号から第六号まで」に改める。

(関税定率法施行令の一部改正)

第十三条 関税定率法施行令(昭和二十九年政令第五百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第二条第二項第三号若しくは第三項第三号」を「第二条第二項第四号若しくは第三項第五号」に改める。

(道路交通法施行令の一部改正)

第十四条 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第二十九条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

(社会福祉審議会令の一部改正)

第十五条 社会福祉審議会令(昭和三十八年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(民生委員審査専門分科会)」に改め、同条第一項中「社会福祉事業法第六条第二項」を「社会福祉法第七条第二項」に改める。

(母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正)

第十六条 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第十八条第一号から第三号まで」を「第十九

条第一項各号」に改める。

(法人税法施行令の一部改正)

第十七条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号ハ中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第二条第三項第四号」を「第二条第三項第八号」に改め、同項第十四号ロ(2)及び第二十九号ロ中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第七十三条第一項第三号イ及び第七十七条第一項第五号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

(豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令等の一部改正)

第十八条 次に掲げる政令の規定中「知的障害者援護施設」の下に「知的障害者デイサービスセンター、」を加える。

一 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施

行令（昭和四十年政令第三百八十二号）第一条第七号

二 沖縄振興開発特別措置法施行令（昭和四十七年政令第百八十五号）別表第一知的障害者援護施設の項及び別表第二知的障害者援護施設の項

三 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）第四条第七号

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第十九条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第二十一条の五」を「第二十一条の六」に、「第二十一条の六」を「同法第二十一条の七」に改める。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二十条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第三十五号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同条第三項第二十三号中「

社会福祉事業法第三十四条第四項」を「社会福祉法第三十六条第四項」に改める。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正)

第二十一条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第六号中「第二十一条の五」を「第二十一条の六」に、「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改める。

(大規模地震対策特別措置法施行令及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生省関係規定の施行等に関する政令の一部改正)

第二十二条 次に掲げる政令の規定中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

- 一 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和三十二年政令第三百八十五号)第四条第十四号
- 二 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生省関係規定の施行等に関する政令(平成七年政令第四十二号)第四条

(地域改善対策特別措置法施行令及び地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正)

第二十三条 次に掲げる政令の規定中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第二条第三項第六号」を

「第二条第三項第十一号」に改める。

一 地域改善対策特別措置法施行令(昭和五十七年政令第七十八号)第一条第三十九号

二 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和六十二年政令第一百二号

)第一条第三十一号

(社会福祉・医療事業団法施行令の一部改正)

第二十四条 社会福祉・医療事業団法施行令(昭和五十九年政令第三百四十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第七十四条」を「第一百八条」に、「社会福祉協議会」を「都道府県社会福祉協議会」に改め、「であつて、都道府県の区域を単位とするもの」を削る。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

第二十五条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）」を削り、「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第二十六条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第五号中「第四条の二第一項（事業）」を「第二十六条第一項（事業の開始等）」に、「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者居宅生活支援事業等」に、「第四条第一項（定義）」を「第十八条（知的障害者居宅生活支援事業等の開始）」に、「知的障害者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業等」に改める。

第二十四条の二中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

（厚生省組織令の一部改正）

第二十七条 厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号中「公益質屋その他」を削る。

第六十条第二号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第六十三条第三号中「社会福祉事業法第七十条の二第一項」を「社会福祉法第八十九条第一項」に改め

、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十四条第三号中「社会福祉事業法第七十条の二第一項」を「社会福祉法第八十九条第一項」に改め

る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。